

1 令和元年度県税課税標準、税率及び納期一覧表

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
県民税	1 個人 (1) 県内に住所を有する個人 均等割 (やまがた緑環境税を含む) 所得割…課税所得金額	年 2,500円 $\frac{4}{100}$	1 個人 ・均等割、所得割 市町村民税の納期と同じ ・配当割 当月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内 配当の場合) 年間分を一括して 翌年1月10日まで ・株式等譲渡所得割 年間分を一括して翌 年1月10日まで	
	(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 均等割 (やまがた緑環境税を含む)	年 2,500円		
	(3) 支払を受けるべき特定配当等の額 配当割	$\frac{5}{100}$		
	(4) 特定株式等譲渡所得金額 株式等譲渡所得割	$\frac{5}{100}$		
	2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 (やまがた緑環境税を含む)	(ア) 資本金等の額が50億円超 年 880,000円 (イ) 資本金等の額が10億円超 50億円以下 年 594,000円 (ウ) 資本金等の額が1億円超 10億円以下 年 143,000円 (エ) 資本金等の額が 1,000万円超1億円以下 年 55,000円 (オ) 前各号以外の法人等 年 22,000円	2 法人 ・確定申告 事業年度終了後2か月 以内 ・中間申告 事業年度の初日から6 か月を経過した日から2 か月以内 ・清算確定申告 残余財産が確定した日 から1か月以内	
	法人税割…法人税額	$\frac{3.2}{100}$ ※10月1日以後開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$		
		ただし、昭和52年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度分で、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びに投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(平成12年11月30日以後に開始する各事業年度分又は各計算期間分)、資本金等の額1億円超又は法人税額年1,000万円超の法人は		
		$\frac{4.0}{100}$ ※10月1日以後開始の事業年度 $\frac{1.8}{100}$		
	(2) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割	上記(ア)～(オ)と同じ		
	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額 ※法人が平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に対しては、利子割が課税されない。	$\frac{5}{100}$	当月分を翌月10日まで	

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項	
事業税	1 個人 第一種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	1 個人 第一期 8月16日～8月31日 第二期 11月16日～11月30日 税額1万円以下のときは第一期のみ	事業主控除 2,900,000円	
	第二種事業による所得金額	$\frac{4}{100}$			
	第三種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$			
		ただし、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業については			
		$\frac{3}{100}$			
	2 法人 (1)電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入金額	$\frac{0.9}{100}$ ※10月1日以後開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$			2 法人 ・確定申告 事業年度終了後2か月以内 ・中間申告 事業年度の初日から6か月を経過した日から2か月以内 ・清算確定申告 残余財産が確定した日から1か月以内
	(2)特別法人 所得金額	所得金額のうち 400万円以下の金額 $\frac{3.4}{100}$ ※ $\frac{3.5}{100}$ 400万円を超える金額 $\frac{4.6}{100}$ ※ $\frac{4.9}{100}$			
		ただし、三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている法人 資本金又は出資金の額が1,000万円以上のものは、所得金額の			
		$\frac{4.6}{100}$ ※ $\frac{4.9}{100}$			
	(3)その他の法人 所得金額	所得金額のうち 400万円以下の金額 $\frac{3.4}{100}$ ※ $\frac{3.5}{100}$ 400万円を超え 800万円以下の金額 $\frac{5.1}{100}$ ※ $\frac{5.3}{100}$ 800万円を超える金額 $\frac{6.7}{100}$ ※ $\frac{7.0}{100}$			
	ただし、三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている法人 資本金又は出資金の額が1,000万円以上のものは、所得金額の				
	$\frac{6.7}{100}$ ※ $\frac{7.0}{100}$				
	ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合は、外形標準課税を適用 (別記参照)				

税目	課税標準	税率	納期	法律又は条例で定める免税事項							
事業税	所得金額（外形標準課税） 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※ （各事業年度終了日現在） ※電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人、公益法人、特別法人を除く	下表のとおり									
	（注）外形標準課税については平成16年4月1日以降に開始する事業年度分から適用	<p>所得割額……①</p> <table border="0"> <tr> <td>所得金額のうち 400万円以下の金額</td> <td>400万円を超え 800万円以下の金額</td> <td>800万円を超える 金額</td> </tr> <tr> <td>$\frac{0.3}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{0.4}{100}$</td> <td>$\frac{0.5}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{0.7}{100}$</td> <td>$\frac{0.7}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$</td> </tr> </table> <p>ただし、三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている法人は軽減税率が不適用</p> <table border="0"> <tr> <td>$\frac{0.7}{100}$</td> <td>※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$</td> </tr> </table> <p>付加価値割額……② （報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料＋単年度損益-雇用安定控除額）×1.2%</p> <p>資本割額……③ 資本金等の額×0.5% （資本金等の額＝法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額）</p> <p>税額 = ①所得割額 + ②付加価値割額 + ③資本割額</p>	所得金額のうち 400万円以下の金額	400万円を超え 800万円以下の金額	800万円を超える 金額	$\frac{0.3}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{0.4}{100}$	$\frac{0.5}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{0.7}{100}$	$\frac{0.7}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$	$\frac{0.7}{100}$	※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$	
所得金額のうち 400万円以下の金額	400万円を超え 800万円以下の金額	800万円を超える 金額									
$\frac{0.3}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{0.4}{100}$	$\frac{0.5}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{0.7}{100}$	$\frac{0.7}{100}$ ※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$									
$\frac{0.7}{100}$	※10月1日以後 開始の事業年度 $\frac{1.0}{100}$										
地方消費税	<p>1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した残額に相当する消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>消費税額の63分の17(1.7%)</p> <p>※10月1日～ 78分の22(2.2%)</p>	消費税と同期	(消費税法による)							
不動産取得税	不動産の価格	<p>平成18年 4月 1日から平成20年 3月31日までの住宅以外の家屋の取得 $\frac{3.5}{100}$</p> <p>ただし、土地及び住宅の取得については $\frac{3}{100}$</p> <p>平成20年 4月 1日から令和3年 3月31日までの住宅以外の家屋の取得 $\frac{4}{100}$</p> <p>ただし、土地及び住宅の取得については $\frac{3}{100}$</p>	納税通知書に定められた日	<p>(1) 土地の取得10万円未満</p> <p>(2) 家屋の取得のうち建築に係るもの1戸につき23万円未満</p> <p>(3) 家屋の取得のうち(2)以外1戸につき12万円未満</p>							
県たばこ税	売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき 930円 旧 3級品の紙巻たばこについては930円(R2.9.30まで)	前月分を毎月末日まで								

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
ゴルフ場 利 用 税	ゴルフ場の利用（1日1回）	<ul style="list-style-type: none"> 1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 600円 8級 500円 9級 400円 10級 300円 	前月分を毎月 15日まで	1 年齢等による非課税 (1) 18歳未満の者の利用 (2) 70歳以上の者の利用 (3) 障害者の利用 2 一定の用途による非課税 (1) 国民体育大会の競技 (2) 学校の教育活動
自 動 車 取 得 税 (～R1.9.30)	自動車の取得価額	1 軽自動車 $\frac{2}{100}$ 2 軽自動車以外 (1) 営業用 $\frac{2}{100}$ (2) 自家用 $\frac{3}{100}$	登録又は届出 のとき	1 自動車の取得価額 500,000円以下 2 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以降3年以内に専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で取得したとき
自 動 車 税 環 境 性 能 割 (R1.10.1～)	自動車の取得価額	別表のとおり	登録又は届出 のとき	1 自動車の取得価額 500,000円以下 2 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以降3年以内に専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で取得したとき
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量	32,100円/kℓ	前月分を毎月 末日まで	知事の承認があったもので次に掲げる引取り (1) 軽油の引取りで本邦から輸出として行われたもの (2) すでに軽油引取税を課された軽油に係る引取り (3) 免税証による軽油の引取り
自 動 車 税 (種別割)	別表のとおり	別表のとおり	5月16日～ 5月31日	1 次に該当するもの。ただし、(4)から(7)までは知事の承認を受けたものに限る (1) 商品であって使用しない自動車 (2) 消防専用自動車 (3) 救急専用自動車 (4) へき地巡回診療の用に供する自動車 (5) 学校において、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車 (6) 指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有する自動車で、当該教習所において専ら教習の用に供する自動車 (7) 幼稚園において、専ら園児の通園の用に供する自動車 2 社会事業又は公益事業を行う法人の所有する自動車のうち、次のいずれかに該当するもので、知事の承認を受けたもの (1) 交通の安全確保の事業の用に供する自動車 (2) 結核予防の事業の用に供する自動車 (3) 成人病予防の事業の用に供する自動車 (4) 犯罪の予防の事業の用に供する自動車 (5) 母子健康包括支援センターにおいて、直接その本来の事業の用に供する自動車 (6) 社会福祉事業の用に供する施設において、直接その本来の事業の用に供する自動車

税目	課税標準	税率	納期	法律又は条例で定める免税事項
鉦区税	鉦区の面積 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 (1) 試掘鉦区 面積100アールごとに年額 200円 (2) 採掘鉦区 面積100アールごとに年額 400円 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 (1) 河床でないもの 面積100アールごとに年額 200円 (2) 河床 延長1,000メートルごとに年額 600円 3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする 鉦業権の鉦区 1に規定する税率の $\frac{2}{3}$		5月16日～ 5月31日	
狩猟税	1 第一種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち2に規定する者以外のもの 2 第一種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち4に規定する者以外のもの 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5 第二種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後1年以内）	16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円 上記税額の 2分の1	登録を受ける日	課税免除 1 対象鳥獣捕獲員に該当する者が狩猟者の登録を受ける場合 2 鳥獣保護管理法による許可を受け、従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者が狩猟者の登録を受ける場合
産業廃棄物税	1 埋立処分を目的とした最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量 2 1に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量	1,000円/トン	1月1日～3月31日分は 4月30日 4月1日～6月30日分は 7月31日 7月1日～9月30日分は 10月31日 10月1日～12月31日分は 1月31日	

自動車取得税のグリーン化税制

(別表)

区分		対象自動車		特例措置の内容
		排出ガス基準	燃費基準	
電気自動車 (燃料電池自動車を含む)	燃料が「電気」又は「圧縮水素」			
	車両総重量が3.5t以下	平成30年排出ガス保安基準適合		
天然ガス自動車		平成21年天然ガス車基準適合 かつ平成21年天然ガス車基準より10%以上NOx低減		
プラグインハイブリッド自動車				
クリーンディーゼル乗用車		「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は「平成21年軽油軽中量車基準適合」		
ガソリン自動車	乗用車	平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	令和2年度燃費基準+40%	免除 (非課税)
	車両総重量が2.5t以下のバス・トラック		平成27年度燃費基準+25%	
	車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラック		平成27年度燃費基準+15%	
石油ガス自動車	乗用車		令和2年度燃費基準+40%	
ディーゼル自動車	車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラック	「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は「平成21年軽油軽中量車基準適合かつ平成21年軽油軽中量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+15%	
	車両総重量が3.5t超のバス・トラック	「平成28年軽油重量車基準適合」又は「平成21年軽油重量車基準適合かつ平成21年軽油重量車基準より10%以上NOx, PM低減」		
ガソリン自動車	車両総重量が2.5t以下のバス・トラック	平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	平成27年度燃費基準+20%	税率80%軽減
	車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラック	平成30年ガソリン軽中量車基準より25%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減	平成27年度燃費基準+10%	税率75%軽減
ディーゼル自動車	車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラック	「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は「平成21年軽油軽中量車基準適合かつ平成21年軽油軽中量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+10%	
	車両総重量が3.5t超のバス・トラック	「平成28年軽油重量車基準適合」又は「平成21年軽油重量車基準適合かつ平成21年軽油重量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+15%	
ガソリン自動車	車両総重量が2.5t以下のバス・トラック	平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	平成27年度燃費基準+15%	税率60%軽減
ガソリン自動車	乗用車	平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	令和2年度燃費基準+30%	税率50%軽減
石油ガス自動車			令和2年度燃費基準+30%	
ガソリン自動車			令和2年度燃費基準+20%	
石油ガス自動車			令和2年度燃費基準+20%	
ガソリン自動車			平成27年度燃費基準+5%	
ガソリン自動車	車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラック	平成30年ガソリン軽中量車基準より25%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減	平成27年度燃費基準+10%	
ディーゼル自動車	車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラック	「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は「平成21年軽油軽中量車基準適合かつ平成21年軽油軽中量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+5%	
	車両総重量が3.5t超のバス・トラック	「平成28年軽油重量車基準適合」又は「平成21年軽油重量車基準適合かつ平成21年軽油重量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+10%	
ガソリン自動車	乗用車	平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	平成27年度燃費基準+10%	税率40%軽減
			令和2年度燃費基準+10%	
石油ガス自動車			令和2年度燃費基準+10%	税率25%軽減
ガソリン自動車	乗用車	平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減 又は平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	令和2年度燃費基準達成	税率20%軽減
	車両総重量が2.5t以下のバス・トラック		平成27年度燃費基準+5%	
石油ガス自動車	乗用車		令和2年度燃費基準達成	

新車

令和元年度 自動車税環境性能割 (登録車) 税率表

※令和元年10月から令和3年3月末まで臨時的軽減税率が適用される

税率 (臨時的軽減後)	車種	燃費基準	用途
0.0%	乗用車	電気自動車 (燃料電池車を含む)	営業用 自家用
		天然ガス自動車 (H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減)	営業用 自家用
		プラグインハイブリッド自動車	営業用 自家用
		クリーンディーゼル乗用車 (H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準適合)	営業用 自家用
		★★★★かつR2燃費基準+40%達成ガソリン車 (R2及びH27燃費値を持たない乗用車はH22燃費基準+110%達成)	営業用 自家用
		★★★★かつR2燃費基準+30%達成ガソリン車 (R2及びH27燃費値を持たない乗用車はH22燃費基準+95%達成)	営業用 自家用
		★★★★かつR2燃費基準+20%達成ガソリン車 (R2及びH27燃費値を持たない乗用車はH22燃費基準+80%達成)	営業用 自家用
		★★★★かつR2燃費基準+10%達成ガソリン車 (R2及びH27燃費値を持たない乗用車はH22燃費基準+65%達成)	営業用 自家用
		★★★★かつR2燃費基準+40%達成石油ガス車	営業用 自家用
		★★★★かつR2燃費基準+30%達成石油ガス車	営業用 自家用
	トラック 2.5t以下	★★★★かつR2燃費基準+20%達成石油ガス車	営業用 自家用
		★★★★かつR2燃費基準+10%達成石油ガス車	営業用 自家用
		★★★★かつH27燃費基準+25%達成ガソリン車 (H27燃費値を持たないトラックはH22燃費基準+57%達成)	営業用 自家用
		★★★★かつH27燃費基準+20%達成ガソリン車 (H27燃費値を持たないトラックはH22燃費基準+50%達成)	営業用 自家用
		★★★★かつH27燃費基準+15%達成ガソリン車	営業用 自家用
		★★★★かつH27燃費基準+10%達成ガソリン車	営業用 自家用
	トラック2.5t超え3.5t以下	★★★かつH27燃費基準+15%達成ガソリン車	営業用 自家用
		H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+15%達成ディーゼル車	営業用 自家用
		H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用 自家用
		H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+15%達成ディーゼル車	営業用 自家用
H28排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+15%達成ディーゼル車		営業用 自家用	
H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+15%達成ディーゼル車		営業用 自家用	
トラック3.5t超え	H28排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用 自家用	
	H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+15%達成ディーゼル車	営業用 自家用	
0.5%	乗用車	★★★★かつR2燃費基準達成ガソリン車 (R2及びH27燃費値を持たない乗用車はH22燃費基準+50%達成)	営業用 自家用
	トラック 2.5t以下	★★★★かつR2燃費基準達成石油ガス車	営業用 自家用
	トラック2.5t超え3.5t以下	★★★★かつH27燃費基準+15%達成ガソリン車 (H27燃費値を持たないトラックはH22燃費基準+44%達成)	営業用 自家用
		★★★★かつH27燃費基準+5%達成ガソリン車	営業用 自家用
		★★★かつH27燃費基準+10%達成ガソリン車	営業用 自家用
1.0%	乗用車	H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用 自家用
	トラック 2.5t以下	H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用 自家用
	トラック2.5t超え3.5t以下	H28排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用 自家用
		H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用 自家用
	トラック3.5t超え	H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用 自家用
2.0%	乗用車	H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用 自家用
	トラック 2.5t以下	H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用 自家用
	トラック2.5t超え3.5t以下	H28排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用 自家用
		H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+10%達成ディーゼル車	営業用 自家用
	トラック3.5t超え	H28排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用 自家用
3.0%	トラック 2.5t以下	H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	営業用 自家用
	トラック2.5t超え3.5t以下	★★★★かつH27燃費基準+10%達成ガソリン車 (H27燃費値を持たないトラックはH22燃費基準+38%達成)	自家用 自家用
	トラック3.5t超え	★★★★かつH27燃費基準達成ガソリン車	自家用 自家用
	トラック	★★★かつH27燃費基準+5%達成ガソリン車	自家用 自家用
	H30排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準達成ディーゼル車	自家用 自家用	
	H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	自家用 自家用	
	H28排ガス基準適合又はH21排ガス基準10%低減かつH27燃費基準達成ディーゼル車	自家用 自家用	
	H21排ガス基準適合かつH27燃費基準+5%達成ディーゼル車	自家用 自家用	
	上記以外の車	営業用 自家用	
	トラック	上記以外の車	自家用

令和元年度自動車税（種別割）税率表

車 種 別	用 途 別	営 業 用	自 家 用	恒久減税対象車 (自 家 用)		
		円	円	円		
1 乗用車	総排気量が	10以下のもの又は電動機を原動機とするもの	7,500	29,500	25,000	
		10を超え1.50以下のもの	8,500	34,500	30,500	
		1.50を超え2.00以下のもの	9,500	39,500	36,000	
		2.00を超え2.50以下のもの	13,800	45,000	43,500	
		2.50を超え3.00以下のもの	15,700	51,000	50,000	
		3.00を超え3.50以下のもの	17,900	58,000	57,000	
		3.50を超え4.00以下のもの	20,500	66,500	65,500	
		4.00を超え4.50以下のもの	23,600	76,500	75,500	
		4.50を超え6.00以下のもの	27,200	88,000	87,000	
		6.00を超えるもの	40,700	111,000	110,000	
		2 トラック	最大積載量が	1トン以下のもの	6,500	8,000
1トンを超え2トン以下のもの	9,000			11,500		
2トンを超え3トン以下のもの	12,000			16,000		
3トンを超え4トン以下のもの	15,000			20,500		
4トンを超え5トン以下のもの	18,500			25,500		
5トンを超え6トン以下のもの	22,000			30,000		
6トンを超え7トン以下のもの	25,500			35,000		
7トンを超え8トン以下のもの	29,500			40,500		
8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,700円を加算した額		40,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,300円を加算した額			
最大乗車定員が4人以上の乗用車に準ずるもの	総排気量が1.0以下のもの又は電気を動力源とするもの		1.0を超え1.50以下のもの	最大積載量に応じた額に3,700円を加算した額 " 4,700円 "	最大積載量に応じた額に5,200円を加算した額 " 6,300円 "	
			1.50を超えるもの	" 6,300円 "	" 8,000円 "	
3 バス	(1) 一般乗合用及び通学用	乗車定員が 30人以下のもの	12,000	12,000		
		30人を超え40人以下のもの	14,500	14,500		
		40人を超え50人以下のもの	17,500	17,500		
		50人を超え60人以下のもの	20,000	20,000		
		60人を超え70人以下のもの	22,500	22,500		
		70人を超え80人以下のもの	25,500	25,500		
		80人を超えるもの	29,000	29,000		
		(2) その他のもの	乗車定員が 30人以下のもの	26,500	33,000	
	30人を超え40人以下のもの	32,000	41,000			
	40人を超え50人以下のもの	38,000	49,000			
	50人を超え60人以下のもの	44,000	57,000			
60人を超え70人以下のもの	50,500	65,500				
70人を超え80人以下のもの	57,000	74,000				
80人を超えるもの	64,000	83,000				
4 三輪の小型自動車		4,500	6,000			
5 けん引車及び被けん引車	(1) けん引車	小型自動車に属するもの	7,500	10,200		
		普通自動車に属するもの	15,100	20,600		
		小型自動車に属するもの	3,900	5,300		
	(2) 被けん引車	普通自動車に属するもので最大積載量が8トン以下のもの	7,500	10,200		
		普通自動車に属するもので最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額		

車種別		用途別	営業用	自家用	恒久減税対象車 (自家用)	
			円	円	円	
6 特種用途車	(1) 霊柩車	普通自動車に属するもの	12,600	14,300		
		小型自動車に属するもの	5,800	6,500		
	(2) 塵芥車等	普通自動車に属するもの	12,100	15,000		
		小型自動車に属するもの	5,500	6,900		
	(3) キャンピングカー	原動機を用いないもの	普通自動車に属するもの	7,500	10,400	
			小型自動車に属するもの	3,900	5,300	
		その他のもの	普通自動車に属するもの	25,400		
			総排気量10以下のもの又は電動機を原動機とするもの		23,600	20,000
			〃 10を超え1.50以下のもの		27,600	24,400
			〃 1.50を超え2.0以下のもの		31,600	28,800
			〃 2.0を超え2.50以下のもの		36,000	34,800
			〃 2.50を超え3.0以下のもの		40,800	40,000
			〃 3.0を超え3.50以下のもの		46,400	45,600
			〃 3.50を超え4.0以下のもの		53,200	52,400
			〃 4.0を超え4.50以下のもの		61,200	60,400
〃 4.50を超え6.0以下のもの		70,400	69,600			
〃 6.0を超えるもの		88,800	88,000			
(4) その他の用に用いるもの	トラックに類するもので最大積載量の多いもの	小型自動車に属するもの	18,200			
		総排気量10以下のもの又は電動機を原動機とするもの		23,600	20,000	
	〃 10を超え1.50以下のもの		27,600	24,400		
	〃 1.50を超え2.0以下のもの		31,600	28,800		
	〃 2.0を超え2.50以下のもの		36,000	34,800		
	〃 2.50を超え3.0以下のもの		40,800	40,000		
	〃 3.0を超え3.50以下のもの		46,400	45,600		
	〃 3.50を超え4.0以下のもの		53,200	52,400		
	〃 4.0を超え4.50以下のもの		61,200	60,400		
	〃 4.50を超え6.0以下のもの		70,400	69,600		
	〃 6.0を超えるもの		88,800	88,000		
その他のもの	トラックに類するもので最大積載量の少ないもの	車両重量が5トン以下のもの	9,000	11,500		
		〃 5トンを超え10トン以下のもの	18,500	25,500		
		〃 10トンを超え15トン以下のもの	29,500	40,500		
		〃 15トンを超えるもの	39,000	53,000		

自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各号に該当する自動車について定められた額

(注) 総排気量は、ロータリーエンジンを搭載する自動車にあつては、単室容積にローター数を乗じて得た数値の100分の150に相当する数値とする。

自動車税（種別割）のグリーン化税制

(1) 軽 課

新車新規登録の時期	対象自動車	軽課割合	軽課期間
平成13年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）	概ね50%軽課	2年間
	☆☆☆かつ燃費基準達成		
平成14年度	☆☆☆かつ燃費基準達成	概ね25%軽課	2年間
	☆☆かつ燃費基準達成	概ね13%軽課	
平成15年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） ☆☆☆かつ燃費基準達成 燃費基準達成車で★★★以上	概ね50%軽課	1年間
平成16年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）	概ね50%軽課	1年間
	燃費基準+5%達成車で★★★★	概ね25%軽課	
平成17年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）	概ね50%軽課	1年間
	燃費基準+5%達成車で★★★★	概ね25%軽課	
	燃費基準達成車で★★★★		
平成18年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）	概ね50%軽課	1年間
	燃費基準+20%達成車で★★★★	概ね25%軽課	
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
平成19年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）	概ね50%軽課	1年間
	燃費基準+20%達成車で★★★★	概ね25%軽課	
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
平成20年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車）	概ね50%軽課	1年間
	燃費基準+25%達成車で★★★★		
平成21年度	燃費基準+15%達成車で★★★★	概ね25%軽課	1年間
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
平成22年度 平成23年度	低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車）	概ね50%軽課	1年間
	燃費基準+25%達成車で★★★★		
平成24年度	低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車）	概ね50%軽課	1年間
	平成27年度燃費基準+10%達成車で★★★★		
平成25年度	平成27年度燃費基準達成車で★★★★	概ね25%軽課	1年間
	燃費基準+25%達成車で★★★★		
平成26年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）	概ね75%軽課	1年間
	平成27年度燃費基準+20%達成車で★★★★ (令和2年度燃費基準達成)		
	平成27年度燃費基準+10%達成車で★★★★		
平成27年度	平成27年度燃費基準+20%達成車で★★★★ (令和2年度燃費基準未達成)	概ね50%軽課	1年間
	平成27年度燃費基準+10%達成車で★★★★		
	燃費基準+25%達成車で★★★★		
平成28年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）	概ね75%軽課	1年間
	令和2年度燃費基準+10%達成車で★★★★		
	平成27年度燃費基準+20%達成車で★★★★		
平成29年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）	概ね75%軽課	1年間
	令和2年度燃費基準+30%達成車で★★★★		
	令和2年度燃費基準+10%達成車で★★★★		
平成30年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）	概ね75%軽課	1年間
	令和2年度燃費基準+30%達成車で★★★★		
	令和2年度燃費基準+10%達成車で★★★★		
令和元年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）	概ね75%軽課	1年間
	令和2年度燃費基準+30%達成車で★★★★		
	令和2年度燃費基準+10%達成車で★★★★		

(注)1 ☆☆☆は平成12年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車、☆☆は50%以上性能のよい自動車、☆は25%以上性能のよい自動車である。

2 ★★★★★は、平成17年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車、★★★★とは50%以上性能のよい自動車をいう。

3 燃費基準達成車とは、特に定めのない限り平成22年度（ディーゼル車は平成17年度）に達成すべき燃費基準を達成した自動車をいう。

4 燃費基準+〇%達成とは、特に定めのない限り平成22年度（ディーゼル車は平成17年度）に達成すべき燃費基準より〇%以上を達成した自動車をいう。

5 平成27年度燃費基準達成車にディーゼル車は含まれない。

(2) 重 課

対象自動車	重課割合	重課期間
新車新規登録から11年を超えたディーゼル車	概ね15%重課	新車新規登録から11年又は13年を超えた翌年度以降
新車新規登録から13年を超えたガソリン車、LPG車		

(注)1 バス（一般乗用車を除く）、トラック（被けん引車を除く）、霊柩車、塵芥車等（散水車、塵芥車、清掃車、糞尿車）、特種用途車のうち形状がトラックに類するもので最大積載量がないものの重課割合は、概ね10%。

2 電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド車、一般乗用バス、被けん引車を除く。